

# 青森県臨床内科医会会則

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、青森県臨床内科医会と称し、事務局を青森県医師会に置く

(目 的)

第2条 本会は、青森県医師会および郡市医師会と緊密な連携を持ち、会員相互の親睦と学術の研修、地域社会の医療活動および医業の向上を図ることを目的とする

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う

- 1) 臨床内科学に関する研修、知識の普及
- 2) 講習会、研究発表会、その他の集会の普及
- 3) 保険診療の改善、向上
- 4) 全国都道府県臨床内科医会との交流、情報交換
- 5) その他目的達成のため必要な事項

## 第2章 会員および役員

(会 員)

第4条 本会の会員は、青森県医師会会員中の内科医および本会の趣旨に賛同する者とする

- 1) 本会に入会しようとする者は、理事会の承認をうるものとする
- 2) 本会を退会しようとするときは、その旨を事務局に届け出るものとする

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く

- 1) 会 長 1名  
副会長 4名  
理 事 若干名  
監 事 2名

- 2) 任期は2年とする。但し、再任はさまたげない。

(役員を選任)

第6条 理事および監事は、会員の中から総会において選任する

- 1) 会長、副会長は、理事の互選による
- 2) 理事および監事は、兼任することができない

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括する

- 1) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する

- 2) 監事は会務を監査する
- 3) 理事は各々次の役務を分担執行する

総務 会計 広報  
学術 地域医療

(顧問)

第8条 本会に名誉会長・名誉会員をおくことができる

### 第3章 会 議

(会 議)

第9条 本会の会議は、総会および理事会とする

- 1) 総会は毎年1回以上、会長がこれを招集する
- 2) 理事会は、会長が招集する

### 第4章 会 計

(会 計)

第10条 本会の会計は、会費、その他をもってあて、会計年度は4月1日にはじまり翌年3月31日におわる

(会 費)

第11条 本会の会費は、年~~25,000~~<sup>20,000</sup>円を納入する  
ただし、勤務医は年10,000円とする

- 1) 会費は2年以上滞納の場合は、退会とみなす

### 付 則

- 1 本会の会則は、平成21年8月22日から施行する
- 2 平成22年7月10日から一部改正
- 3 平成28年7月15日から一部改正
- 4 令和4年9月1日から第11条 一部改正